

今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について(答申)の概要

答申では、ロンドン条約96年議定書をめぐる動きやわが国における廃棄物等の海洋投入処分管理等の現状を整理し、わが国が世界有数の廃棄物海洋投棄国となっている事実などを明らかにした上で、今後の廃棄物等の海洋投入処分等の在り方について提言を行っている。

提言のポイントは以下のとおりである。

【提言のポイント】

わが国は、国際発効に遅れることなく96年議定書を締結することを目指し、早急に国内体制の整備を図る必要がある。このため

- ・ 96年議定書上海洋投棄が禁止されることとなる廃火薬類等については、すみやかに海洋投入処分を中止する
- ・ 海洋投入処分を継続せざるを得ない廃棄物等については、96年議定書の求めるところに従って、新たな許可制度を構築し、的確に管理していく

こと等が必要である。

1. 今後の廃棄物等の海洋投入処分等の在り方に係る基本的考え方

96年議定書は、予防的取り組みと汚染者負担原則の下に、海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用するとともに(附属書) 海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること(附属書)を義務付けている(参考1参照)。

わが国は、国際発効に遅れることなく96年議定書を締結することを目指し、早急に国内体制の整備を図る必要がある。このため、96年議定書上、海洋投棄が禁止されることとなる廃棄物等については、すみやかに海洋投入処分を中止するための措置を取るべきである。その他の廃棄物等については、わが国として国際的に表明している「陸上処分の原則」を維持・強化し、海洋投入処分量の減量化を一層進めることを基本とするべきである。その上でなお、海洋投入処分を継続せざるを得ない廃棄物等については、96年議定書の求めるところに従って、新たな海洋投入処分管理の仕組みを整備するべきである。

附属書 への対応

96年議定書では、海洋投棄を検討できる廃棄物等は、附属書 I に列挙された品目に限定される。わが国で海洋投入処分が認められている廃棄物等のうち、「廃火薬類」及び「不燃性の一般廃棄物」は附属書 へに掲げられた品目に該当しないと判断される。したがって、これらの廃棄物等の海洋投入処分を速やかに中止するための措置を講じる必要がある。

なお、附属書 I に掲げられた品目に該当する廃棄物等としては、「浄化槽に係る汚泥・し尿」、「赤泥」、「建設汚泥」及び「氷底土砂」などがある。

附属書 への対応

附属書 は、附属書 I に示す廃棄物等のうち、やむを得ない海洋投棄でありかつ海洋投棄が海洋環境に影響をもたらさないことが明らかとなったものに限って、規制当局が有期限の許可を与える仕組みの導入を求めている。

そこで、附属書 に対応するため、現行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等における制度との整合性に配慮しつつそれを見直し、個別の排出事業者ごとに審査を行って、有期限の許可を発給する制度を設ける必要がある。制度構築に当たっては、附属書 に明記された「予防的取り組み」の考え方を踏まえ、許可発給の要件として、環境への潜在的影響の適切な検討等を求めることにより、予防的取り組みを確保する制度とする必要がある。併せて、96年議定書本文に明記された「汚染者負担原則」の考え方を踏まえ、排出事業者が潜在的影響の検討や環境監視の実施に係る負担を担う制度とする必要がある。

2. 廃棄物等の海洋投入処分実態等の概要とその評価

現在、海洋投入処分されている廃棄物等については、附属書 I との対応や海洋投入処分の実態等を踏まえ、それぞれ以下のように評価された（ここでは主な廃棄物等についてのみ示した）。

【附属書 I の品目に該当しない廃棄物等】

(1) 廃火薬類

不発弾

不発弾は国の責任において陸上処分に移行されるべきものである。現時点では、所管が明確でない等の理由から、陸上処理に向けた体制の整備が十分進展していないが、これは国が十分な責任を果たしていないものと評価せざるを得ない。したがって、国は、海洋投入処分されている不発弾を全て陸上で処分するための体制を早急に整備すべきである。

押収爆発物、猟銃用廃火薬類等

陸上で処分する際の技術的な障害はないと考えられることから 速やかに必要な体制を整備して海洋投入処分を中止する必要がある。猟銃用廃火薬類等については、陸上処理の要請と治安維持上の要請の両立を確保すべく、回収 廃棄の仕組み等の条件整備について、生産者を含む関係者間で検討されることが望まれる。なお、現在実施されている発生量削減に向けた取組を継続することも重要である。

(2)不燃性一般廃棄物 (のうち、ごみピット汚水)

一般廃棄物処理施設のごみピットにたまった汚水である。海洋投入処分を中止し全量を陸上で処分する際の技術的な障害はないと考えられる。また、その他の特段の問題があるとの事実も確認されなかった。このため、速やかに必要な措置を採り海洋投入処分を中止すべきである。

【附属書Ⅰの品目に該当する廃棄物等】

(3)浄化槽に係る汚泥・し尿

平成 14 年 1 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、既に新たな海洋投入処分は全面的に禁止されている。経過的に実施されているものについても平成 19 年 1 月末までに中止することとされており、施設整備を着実かつ計画的に行い、可能なところから速やかに海洋投入処分を中止すべきである。

また、経過的に海洋投入処分を実施せざるを得ない場合にあっても、今後は、行動基準 (判定基準)による評価を含む、附属書 に基づいた潜在的影響等の検討が必要となる。なお、新たに有害物質に係る判定基準を設定する必要がある。

(4)赤泥

アルミを製造する工程において発生する不溶解性の残さである。有効活用の方法について検討されているが、海洋投入処分を直ちに中止することは困難と考えられる。しかしながら検討をさらに進め、海洋投入処分の中止を視野に入れつつ、段階的に海洋投入処分量を削減していくことが必要である。

なお、海洋投入処分を継続せざるを得ない場合にあっても、今後は附属書 に基づいた潜在的影響等の検討が必要となる。

(5)建設汚泥

有効利用が進められているものの、海洋投入処分を直ちに中止することは困難と考えられる。しかしながら、建設リサイクル推進計画 2002 の着実な推進により有効利用量を増やし、海洋投入処分量を削減していくことが必要である。

なお、海洋投入処分を継続せざるを得ない場合にあっては、今後は附属書 Ⅱ に基づいた潜在的影響等の検討が必要となる。

(6)水底土砂

しゅんせつされた水底土砂は、その大部分が有効利用され、一部について海洋投入処分が行われている。量が多いことや、港湾整備等の状況により必ずしも全量を有効利用できるとは限らないことから、今後とも海洋投入処分を継続せざるを得ないものと考えられるが、今後は、有害物質を含むもの等を除いた、現在の一般水底土砂のみを海洋投入処分できるものと限るべきである。

なお、海洋投入処分に当たっては、今後は附属書 Ⅱ に基づいた潜在的影響等の検討が必要となる。

3.今後の廃棄物等の海洋投入処分管理制度の在り方

今後とも海洋投入処分を継続せざるを得ない廃棄物等については、附属書Ⅱの定めに従って新たな許可制度を構築し、的確に管理していく必要がある。新たな制度については、以下のとおりとすることが適当である。

(1)制度の基本骨格についての考え方

許可の申請主体は、排出事業者とすることが適切である。

一方、審査主体は、国とすることが適切である。ただし、必要に応じて地方公共団体との連携を確保する必要がある。

また、市民関与の機会を確保する必要がある。

(2) 附属書 が求める仕組みへの対応の考え方

排出事業者による検討

排出事業者が以下の事項について申請時に明らかにする仕組みを設ける必要がある。

- a. 廃棄物等の種類と発生過程、発生量等の検討
- b. 海洋投入処分量の最小化の検討
- c. 廃棄物等の性状の検討
- d. 投棄予定海域の現況
- e. 廃棄物等の海洋投棄による潜在的影響
- f. 監視計画

なお、排出事業者から提出されたこれらの検討結果を審査する際には、国は、必要に応じ専門家の意見などを取り入れて、審査の妥当性・客観性を確保するべきである。

排出海域の選択

国が、廃棄物等の品目毎に排出海域を包括的に定め、海洋投入処分を企図する排出事業者が、該当する海域区分の中から投入地点を選定する方法とすることが適切である。

なお、有害物質を判定基準値以上含む廃棄物（固型化処理したもの）の排出海域として設定されている A 海域は廃止することが適切である（参考 2 参照）。また、緊急避難時の廃棄物の排出海域として、廃棄物の性状や危険性等に応じて、的確かつ迅速な対応を可能とする仕組みを新設することが適切である。さらに、C 海域及び F 海域の外縁は、わが国の排他的経済水域（Exclusive Economic Zone EEZ）に相当する海域内にとどめることが適切である。

監視

排出事業者が実施した監視結果は、国に報告されるよう制度化する必要がある。 国は、排出事業者が申請時の条件（計画）に従って海洋投入処分を実施していること、海洋投入処分の影響が当初予測評価された範囲に収まっていること等を確認する必要がある。

許可の見直し更新制度

海洋投入処分に係る周辺状況の変化等を踏まえて許可を定期的に見直し、適切な場合にのみ許可を継続する、許可の見直し更新制度を設ける必要がある。

4.その他の必要な措置

領海基線より外側(内水の外)では陸上に起因する廃棄物の洋上焼却を禁止する必要がある。

さらに、内水での洋上焼却についても、速やかに中止するように措置を講ずることが適切である。

ロンドン条約 96 年議定書の概要

1996年11月、ロンドン条約の規制内容を更に強化することを目的として、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」(以下「96年議定書」と呼ぶ。)が採択された。

この議定書はロンドン条約締約国15カ国を含む26カ国以上の批准または加入の後、30日目に発効することとなっている(2003年10月現在:18カ国、うち現行条約締約国は15カ国)。
 目的: ; 海洋投棄による海洋の汚染を防止すること(注)

議定書の概要; 海洋投棄および洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること(附属書I)、海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること(附属書II)を明確化。
 また、附属書IIの実行ガイダンスとして、別途、一般WAG(一般的な評価ガイドライン)及び品目WAG(個別品目毎の評価ガイドライン)が定められている。

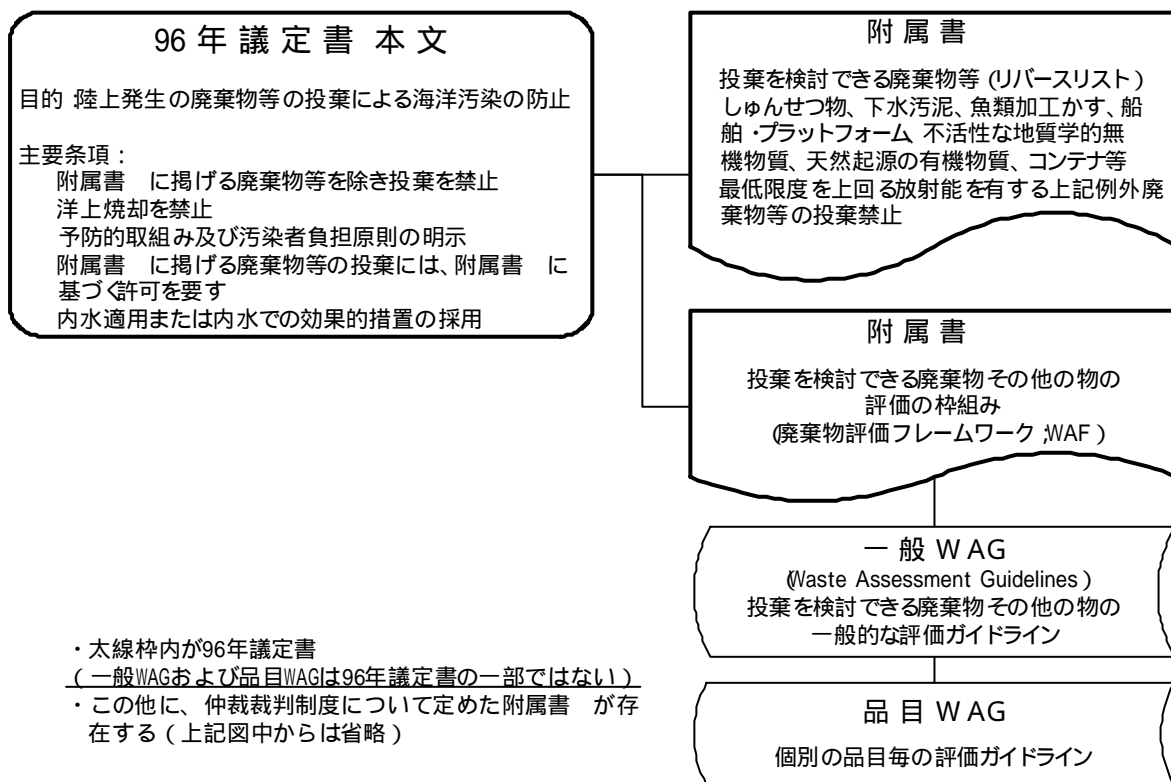


図1 96年議定書の概要

¹ただし、船舶等の洋上施設において発生した廃棄物等の投棄については、別途「1973年の船舶による海洋汚染防止のための国際条約に関する1978年の議定書」(通称;MARPOL条約)により管理されている。

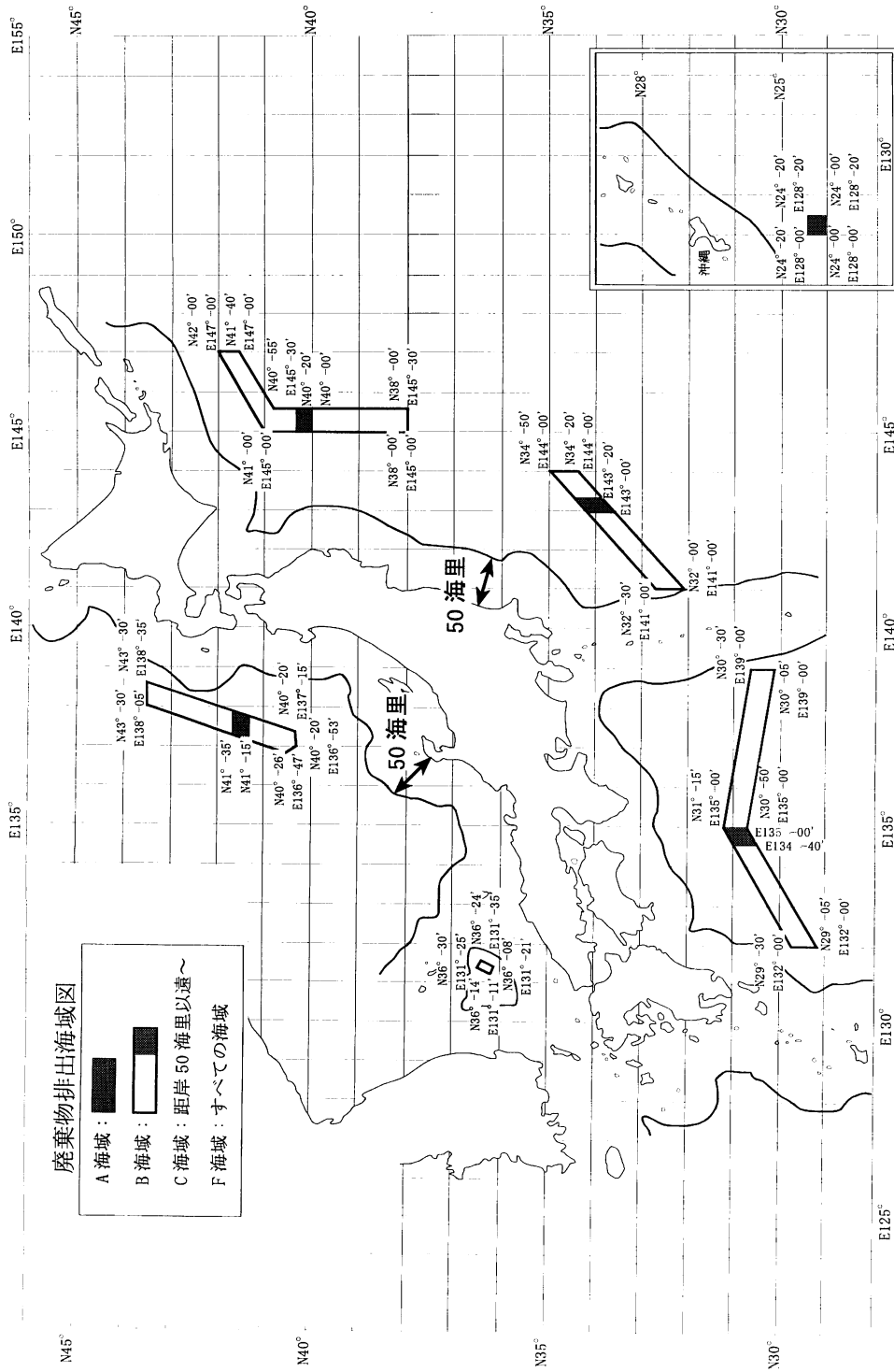


図2 排出海域図